第六章の章名を次のように改める。

**第六章　機械器具等に係る措置**

第六章中第七十七条の前に次の節名を付する。

**第一節　機械器具に係る措置**

第七十七条の見出しを「（エネルギー消費機器等製造事業者等の努力）」に改め、同条中「エネルギーを消費する機械器具」を「エネルギー消費機器等（エネルギー消費機器（エネルギーを消費する機械器具をいう。以下同じ。）又は関係機器（エネルギー消費機器の部品として又は専らエネルギー消費機器とともに使用される機械器具であつて、当該エネルギー消費機器の使用に際し消費されるエネルギーの量に影響を及ぼすものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に、「係る機械器具」を「係るエネルギー消費機器等」に、「エネルギーの消費量との対比における機械器具の性能」を「エネルギー消費性能（エネルギー消費機器の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギーの量を基礎として評価される性能をいう。以下同じ。）又はエネルギー消費関係性能（関係機器に係るエネルギー消費機器のエネルギー消費性能に関する当該関係機器の性能をいう。以下同じ。）」に、「、機械器具」を「、エネルギー消費機器等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　電気を消費する機械器具（電気の需要の平準化に資するための機能を付加することが技術的及び経済的に可能なものに限る。以下この項において同じ。）の製造又は輸入の事業を行う者は、基本方針の定めるところに留意して、その製造又は輸入に係る電気を消費する機械器具につき、電気の需要の平準化に係る性能の向上を図ることにより、電気を消費する機械器具に係る電気の需要の平準化に資するよう努めなければならない。

第七十八条の見出し中「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改め、同条第一項中「エネルギーを消費する機械器具の」を「エネルギー消費機器等の」に、「前条に規定する性能」を「エネルギー消費性能」に、「機械器具であつて当該性能」を「エネルギー消費機器であつてそのエネルギー消費性能」に、「「特定機器」を「特定エネルギー消費機器」に改め、「いう。）」の下に「及び我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するエネルギー消費機器に係る関係機器であつてそのエネルギー消費関係性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「特定関係機器」という。）」を、「（自動車」の下に「及びこれに係る特定関係機器」を加え、「第八十七条第十一項」を「第八十七条第十三項」に、「特定機器ごとに、当該性能」を「特定エネルギー消費機器及び特定関係機器（以下「特定エネルギー消費機器等」という。）ごとに、そのエネルギー消費性能又はエネルギー消費関係性能（以下「エネルギー消費性能等」という。）」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改め、同条第二項中「特定機器」を「特定エネルギー消費機器等」に、「前条に規定する性能」を「エネルギー消費性能等」に、「当該性能」を「そのエネルギー消費性能等」に改める。

第七十九条第一項中「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に、「特定機器」を「特定エネルギー消費機器等」に、「第七十七条に規定する性能」を「エネルギー消費性能等」に、「当該性能」を「エネルギー消費性能等」に改め、同条第二項中「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改め、同条第三項中「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に、「特定機器」を「特定エネルギー消費機器等」に改める。

第八十条中「特定機器（」を「特定エネルギー消費機器等（」に、「特定機器ごとに」を「特定エネルギー消費機器等ごとに」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　次のイ又はロに掲げる特定エネルギー消費機器等の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める事項

イ　特定エネルギー消費機器　エネルギー消費効率（特定エネルギー消費機器のエネルギー消費性能として経済産業省令（自動車にあつては、経済産業省令・国土交通省令）で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。）に関しエネルギー消費機器等製造事業者等が表示すべき事項

ロ　特定関係機器　寄与率（特定関係機器のエネルギー消費関係性能として経済産業省令（自動車に係る特定関係機器にあつては、経済産業省令・国土交通省令）で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。）に関しエネルギー消費機器等製造事業者等が表示すべき事項

第八十条第二号中「エネルギー消費効率」の下に「又は寄与率」を加え、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改める。

第八十一条第一項中「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に、「特定機器」を「特定エネルギー消費機器等」に改め、「エネルギー消費効率」の下に「又は寄与率」を加え、同条第二項中「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改め、同条第三項中「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に、「特定機器」を「特定エネルギー消費機器等」に改め、第六章中同条の次に次の一節を加える。

**第二節　熱損失防止建築材料に係る措置**

（熱損失防止建築材料製造事業者等の努力）

**第八十一条の二**　建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料（以下「熱損失防止建築材料」という。）の製造、加工又は輸入の事業を行う者（以下「熱損失防止建築材料製造事業者等」という。）は、基本方針の定めるところに留意して、その製造、加工又は輸入に係る熱損失防止建築材料につき、熱の損失の防止のための性能の向上を図ることにより、熱損失防止建築材料に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

（熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準となるべき事項）

**第八十一条の三**　熱損失防止建築材料のうち、我が国において大量に使用され、かつ、建築物において熱の損失が相当程度発生する部分に主として用いられるものであつて前条に規定する性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「特定熱損失防止建築材料」という。）については、経済産業大臣は、特定熱損失防止建築材料ごとに、当該性能の向上に関し熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2　前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定熱損失防止建築材料のうち前条に規定する性能が最も優れているものの当該性能、当該特定熱損失防止建築材料に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

（表示）

**第八十一条の四**　経済産業大臣は、特定熱損失防止建築材料について、特定熱損失防止建築材料ごとに、次に掲げる事項を定め、これを告示するものとする。

一　特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能（特定熱損失防止建築材料の熱の損失の防止のための性能として経済産業省令で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。）に関し熱損失防止建築材料製造事業者等が表示すべき事項

二　表示の方法その他熱損失防止性能の表示に際して熱損失防止建築材料製造事業者等が遵守すべき事項

（準用規定）

**第八十一条の五**　第七十九条及び第八十一条の規定は、熱損失防止建築材料製造事業者等に準用する。この場合において、第七十九条第一項中「製造又は輸入」とあるのは「製造、加工又は輸入」と、「特定エネルギー消費機器等」とあるのは「特定熱損失防止建築材料」と、「製造し、又は輸入する」とあるのは「製造し、加工し、又は輸入する」と、「前条第一項」とあるのは「第八十一条の三第一項」と、「照らしてエネルギー消費性能等」とあるのは「照らして第八十一条の二に規定する性能」と、「のエネルギー消費性能等」とあるのは「の当該性能」と、同条第三項中「特定エネルギー消費機器等」とあるのは「特定熱損失防止建築材料」と、第八十一条第一項中「特定エネルギー消費機器等」とあるのは「特定熱損失防止建築材料」と、「前条」とあるのは「第八十一